



三重県公報

令和7年2月7日 (金)
 第 589 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
84	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	(水産振興課)	2
85	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	2
86	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	2
87	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	2
88	都市計画事業の事業計画の認可	(下水道事業課)	3
公 安 委 告 示			
2	警備員等検定の実施	(公安委員会)	3
公 告			
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜産課)	5
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	6
	同件	(同)	6
正 誤			
	令和3年3月12日付け三重県公報第190号	(公安委員会)	6

告 示

三重県告示第 84 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

海野加入区

三重県告示第 85 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 永井保々停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字永井字野田 3883 番地先から 三重郡菰野町大字永井字野田 3880 番地先まで	旧	11.1～12.5	12.0
	新	11.1～15.7	12.0

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町天ヶ瀬字不動前 448 番 1 地先内	旧	13.7～15.9	18.5
	新	12.0～12.8	18.5

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁田多気停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡多気町四神田字みそこ 654 番 2 地先から 多気郡多気町四神田字みそこ 663 番地先まで	旧	12.8～13.4	139.2
	旧新	11.7～11.7	132.4

三重県告示第 86 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 422 号	多気郡大台町天ヶ瀬官有無番地先から 多気郡大台町天ヶ瀬字不動前 435 番 3 地先まで	令和 7 年 2 月 14 日

三重県告示第 87 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	422 号	多気郡大台町天ヶ瀬官有無番地先から 多気郡大台町天ヶ瀬字不動前 435 番 3 地先まで	令和 7 年 2 月 14 日
県道	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市今浦町字立神 147 番 22 地先から 鳥羽市今浦町字立神 147 番 13 地先まで	令和 7 年 2 月 7 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 88 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

名張市

2 都市計画事業の種類及び名称

名張都市計画下水道事業

名張市公共下水道

3 事業施行期間

平成 11 年 3 月 9 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公安委告示

三重県公安委員会告示第 2 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 7 条の規定により告示します。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

規則第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の1級及び2級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務1級	令和7年5月28日（水）午前9時から午前10時30分まで	計15人
雑踏警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級	令和7年5月28日（水）午前11時から午後0時30分まで	計15人
貴重品運搬警備業務2級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
雑踏警備業務1級	令和7年6月27日（金）午前9時15分から正午まで
雑踏警備業務2級	令和7年6月27日（金）午後1時15分から午後5時まで
貴重品運搬警備業務1級	令和7年7月4日（金）午前9時15分から正午まで
貴重品運搬警備業務2級	令和7年7月4日（金）午後1時15分から午後5時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6
津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級及び貴重品運搬警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」といいます。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 提出書類

ア 検定申請書（規則第9条第1項に規定する別記様式第1号） 1通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。） 1通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

エ 規則第4条に規定する1級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2級検定の合格証明書（検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。）の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各1通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務 1 級	令和 7 年 4 月 22 日（火）から同月 25 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
雑踏警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 1 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っていません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の 15 分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
雑踏警備業務 1 級	13,000 円
雑踏警備業務 2 級	13,000 円
貴重品運搬警備業務 1 級	16,000 円
貴重品運搬警備業務 2 級	16,000 円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手数は還付しません。

8 その他

(1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。

(2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。

(3) 原則、受検する本人が申請してください。

代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。

(4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
樋口 晴紀	976	令和 6 年 12 月 19 日	牛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、町屋川沿岸土地改良区（桑名市大字大貝須 34 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（距離標設置測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 28 日まで
- 3 作業地域
伊勢市小俣町宮前

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 2 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 11 月 14 日から令和 7 年 5 月 12 日まで
- 3 作業地域
いなべ市北勢町南中津原及び同市北勢町大辻新田

正 誤

令和 3 年 3 月 12 日付け三重県公報第 190 号に登載しました、三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則中

ページ 行
10 下から 13 及び 14

<p style="text-align: right; margin-right: 5px;">誤</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、部内の各課（隊を含む。）の所掌に属しないこと。</p>	<p>十 前各号に掲げるもののほか、部内の各課（七ター及び隊を含む。）の所掌に属しないこと。</p>
<p style="text-align: right; margin-right: 5px;">正</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、部内の他課（隊を含む。）の所掌に属しないこと。</p>	<p>十 前各号に掲げるもののほか、部内の他課（七ター及び隊を含む。）の所掌に属しないこと。</p>

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
